

3歳から5歳までの認可外保育施設などを利用する お子さんの利用料の**無償化**について

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

認可外保育施設等をご利用の皆さま

【対象となるお子さんの要件】

○ 無償化の対象となるのは、次の両方の要件を満たす方です。

① 保育の必要性がある（ご家庭でお子さんを保育できない理由がある）方

※ 主な保育が必要な事由：就労、疾病等、親族介護、就学、産前産後、求職活動等
（詳しくは裏面をご確認ください。）

② 保育所、一定の基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方

【対象となるお子さんの年齢と利用料無償化の上限額】

お子さんの年齢区分	無償化上限額
3歳児クラス～5歳児クラス	月額37,000円
0歳児クラス～2歳児クラス （住民税非課税世帯・生活保護世帯・里親に限る）	月額42,000円

【必要なお手続き】

- ・ 無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ・ 認定申請書及び保育の必要性が確認できる拳証資料（保護者の人数分）を名古屋市無償化事務センターに郵送にて提出してください。

※ 認定を受けた日以降の利用料が無償化の対象となります。遡及して認定することはできませんのでお早めにお手続きください。

認定申請書類等は現在利用している施設にてお受け取りいただくか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

【請求・支払の手続き】

○ 3か月ごとに次のような流れで、名古屋市が保護者へ費用をお支払いします。

- ① 保護者が施設に利用料をお支払い
- ② 名古屋市から保護者へ申請案内を送付
- ③ 保護者が名古屋市に費用を請求
- ④ 名古屋市が保護者に直接費用をお支払い

【無償化の対象となる認可外保育施設等】

- ・無償化の対象となる施設・事業は、名古屋市に届出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業のうち、無償化のための必要な手続き（確認の手続き）を行い、**証明書の発行された施設・事業**となります。
- ・無償化の対象となる施設の情報について、詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【「保育の必要性」について】

- 保育の必要性があると認定されるのは、保護者のいずれの方も下表の条件に該当する方です。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	① 身体障害者手帳（1～4級）、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、有効期限の属する月末まで ② その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期が属する月末まで
親族介護	月16日以上かつ週16時間以上、同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間の月末まで
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	月16日以上かつ週16時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	身体障害者手帳または愛護手帳を所持するおおむね3歳以上のお子さん（申請対象となるお子さん）を監護していること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	原則として、3歳クラス以上のお子さん（申請対象となるお子さん）であって、下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

※名古屋市外にお住まいの方はお住まいの市町村にお問合せください。

【お問い合わせ先・書類の提出先】

名古屋市無償化事務センター

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目4番13号 アイ高岳ビル9階

TEL: 052-211-8606